

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月11日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第7号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成11年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「又は地域型保育事業」を「、地域型保育事業又は放課後児童健全育成事業」に改める。

別表中、

「

施設設備 （国県の 補助対象 となるも の）	工事費 設備費	認定こども 園・保育所	工事費等の総額から寄付金その他の収入を控除した額と、国県の補助基準額に4分の1を乗じて得た額とを比較し、いずれか低い方の額とする。	予算の範囲 内
------------------------------------	------------	----------------	---	------------

」を

「

施設設備 （国県の 補助対象 となるも の）	工事費 設備費	認定こども 園・保育所	国又は兵庫県から交付決定を受けた補助金又は交付金の額に、工事費等の総額から寄付金その他の収入を控除した額と、国県の補助基準額に4分の1を乗じて得た額とを比較し、いずれか低い方の額を加算した額とする。	予算の範囲 内
------------------------------------	------------	----------------	---	------------

	放課後児童健全育成事業	国又は兵庫県から交付決定を受けた補助金又は交付金の額に、工事費等の総額から寄付金その他の収入を控除した額と、国県の補助基準額に9分の2を乗じて得た額とを比較し、いずれか低い方の額を加算した額とする。	予算の範囲内
--	-------------	---	--------

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。